

川口市

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の回答

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

すべての市民が、健康で文化的な最低限度の生活の営む権利を有していることを基に、市民の福祉増進を図っていく考えであります。

限りある予算の中で、市民のニーズを見極めながら、必要な施策を推し進めていく所存であります。

『障害福祉課』

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

社会保障施策の充実は、重要な施策の一つと捉えており、市民生活の安心や安全といった観点からも重点施策として取り組んでまいりました。

今後も、住民ニーズなどを的確に把握し、自治体としての役割と責務を果たすことができるよう施策の充実を図ってまいります。

『障害福祉課』

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

行政サービス制限条例については、制定の予定はありません。

『障害福祉課』

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

現在、保険料は、災害等の事由による場合と一時的に収入が著しく減少した場合等に減免を行っています。本市としましても、低所得者対策は必要と認識しておりますが、個別の減免というかたちではなく、介護保険制度の枠組みの中で、保険料の段階別の設定を21年度より9段階として、所得に応じた保険料の設定とするほか、第1～第3段階の保険料率を低く設定し、低所得者の保険料軽減に努めています。

『長寿課』

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

現在、サービス利用に伴う利用者負担につきましても、一部負担は必要と考えますが、利用料は保険料と異なり所得状況等を問わず、すべて1割の負担となっていますので、本市におきましては、(平成13年10月から)「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」により、低所得者の方の訪問介護を含む全ての居宅サービスにかかる1割の利用者負担を2分の1に軽減して、適正なサービス利用の促進を図っております。

『長寿課』

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

4月からの新しい認定方法については、介護認定方法の見直しに係る検証・検討会での検証が行われ、同時に、見直し後の要介護認定方法への切り替え時期の不安や混乱を防止し、利用者の方には、引き続き安定したサービスが利用できるよう経過措置が実施されました。

検証については先ごろ取りまとめられ、厚生労働省は認定調査の基準をさらに見直すこととしました。10月の申請分から新たな方法により介護認定が行われ、経過措置は終了します。このさらなる見直しにより、従来の介護度の分布とほぼ等しくなるものと考えており、この見直し後の認定方法についても、引き続き検証されるとしていることから、利用者の方々の不安も解消していけるのではないかと考えております。

『長寿課』

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

検証結果と方針がだされ、利用者に向けての案内を、早速、10月に更新時期を迎える方に対して発信いたしました。順次窓口での申請を受付けておりますが、窓口においても十分な説明をして行きたいと考えております。

『長寿課』

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

調査員をはじめ居宅介護事業所、施設の介護支援専門員に向けて国からの検証情報、研修案内について都度情報提供をしております。8月23日24日には、認定審査会委員研修、認定調査員研修が名古屋で実施されました。改正内容について調査員、審査会委員に向けて再度研修等を行い制度の周知に努めて参りたいと考えております。

『長寿課』

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

本市におきましては、平成19年度に特別養護老人ホームを、21年度に小規模多機能型居宅介護が事業開始しております。なお、市が公募する地域密着型サービスについては、看護職員の配置を選考基準に取り入れ、環境整備に努めています。

『長寿課』

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

介護従事者の待遇改善については、国が統一した見解を持って取り組むものと考えておりますが、刈谷市では、ヘルパー、ケアマネジャーを含む介護サービス事業者を対象に研修会を開催し、資質向上を図っており、この研修会については今後も実施していく考えであります。

『長寿課』

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

現在、一般食を週3回（昼食1回、夕食2回）利用者負担金1食300円で、治療食を週5回（夕食のみ）利用者負担金1食350円で実施しています。一般食については、在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、安否確認を行うことを目的に実施しております。また、閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者を対象に「なごやか交流会」を市内17箇所で開催し、また、市内2箇所において「生きがい活動支援通所事業（あつまりん）」を開催し、多くの市民の方に利用していただいております。

『長寿課』

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

高齢者の身近な交通手段として、公共施設連絡バスを無料で年末年始を除く毎日運行しています。また、要支援2以上で世帯全員が所得税非課税世帯の65歳以上の方には、高齢者タクシー券を給付しています。

『長寿課』

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まり場への援助など多面的な施策の拡充

地域で高齢者が気軽に集まることができる「老人いこいの場」は、市内35箇所に設置されていますが、開設の際には、テレビやマッサージチェア等を貸与するとともに月額8,000円の運営費を支給しています。また、ボランティアの協力を得て市民館等において、ひとり暮らしの高齢者を招待し、なごやか交流会を実施しふれあいの場を提供しています。

『長寿課』

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護1～5の認定を受けている人から障害者控除認定書発行の申請があった場合、状況を確認した後、原則すべての申請者に「障害者控除認定書」を発行しています。

『長寿課』

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護認定者が、すべて確定申告等が必要になる訳ではありませんので、一律すべての方への個別の送付ではなく、必要な方からの申請を受けての発行を考えております。一般向けには、市民だより、ホームページ等広報で、要介護認定者は障害者控除の対象になる可能性がある旨周知を図り、前年の申請実績のある方については、引き続き障害者控除の対象となる可能性がある方に対し申請案内にいたしました。

『長寿課』

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

本市では、75歳以上のひとり暮らし非課税者を後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としています。すべての非課税世帯を対象とすることは、今後ますます高齢化を考えると財政的に大きな負担になると認識しており、県の動向を踏まえながら近隣市と協調してまいりたいと考えています。

『国保年金課』

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

一部負担金の割合については、国の政策に基づき実施しております。もし、國の方針を下回る一部負担金の割合を一部の被保険者に市独自で設定した場合は、その分を他の加入者の負担増により賄うことになります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、國の政策を下回る一部負担金の割合を設けることは現在のところ考えておりません。

『国保年金課』

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないで下さい。

資格証明書の発行は、保険料滞納対策として法令で規定されており、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して資格証明書を交付するものです。機械的な発行はせず、納付相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意のある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納付意欲を損なうことのないような対応をしております。ただし、納付相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、保険料負担の公平化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えております。

『国保年金課』

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

後期高齢者医療制度に加入しないと、県補助の対象とならないため、市単独では財政的に大きな負担になると認識しており、県の動向を踏まえながら近隣市と協調してまいりたいと考えています。

『国保年金課』

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

現状では、助成制度を設ける予定はありません。

『健康課』

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもにつきまして、保険診療の自己負担額を現物給付（窓口無料）で実施しています。

『国保年金課』

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

20年度より妊婦健康診査の公費負担を7回から14回に、本年度からは産婦健康診査の1回の公費負担を実施しております。
『健康課』

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成するよう制度を設けてください。

定期接種に指定されている以外の種類の予防接種に対する費用助成については今のところ考えておりません。
『健康課』

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

世帯の前年所得の審査基準は、児童扶養手当の認定基準を目安としていますが、収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請者の申請理由及び校長・民生委員の意見を参考に審査しています。

申請の受付につきましては、学校で書類を作成する必要がありますので、学校での受付をお願いしております。
『学校教育課』

4. 国保の改善について

①保険料（税）について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度の拡充し、払える保険料にしてください。

保険税につきましては、給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう定めております。安易な一般会計からの繰り入れを増やすことによる国民健康保険税の減免は、国保以外の医療保険制度加入者に、過大な負担を求める結果にも繋がるため、現在その予定はありません。

『国保年金課』

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

均等割は、給付の受益の対象となる被保険者に均等に課税されるものなので、平等にご負担いただいております。ただし、給付面においては、少子化対策を含め中学卒業までの子供につきまして医療費無料制度を昨年度より拡大しております。
『国保年金課』

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。
『国保年金課』

工. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在、前年中の所得が300万円以下で、当該年度中の所得見込みが、前年度中の1/2以下に減少する場合に適用しています。繰り返しとなります。減免制度は保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

『国保年金課』

②保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書の発行は、国保税滞納対策として法令で規定されています。しかしながら、本市は、機械的な発行はせず、納税相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意ある方に対しては、保険証の発行しており、今後も加入者の納税意欲の損なうことのないような対応をしてまいります。ただし、納税相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、税負担の公平化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えております。また、保険証の交付については、従来から郵送を含め柔軟に対応しております。

『国保年金課』

イ. 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

短期証の発行は、国保税滞納対策として法令で規定されています。しかしながら、本市では、納付相談機会の確保のため、有効期限は区切っておりますが、その取り扱いにおいては正規の保険証となんら差異を設けておりません。

『国保年金課』

ウ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

納税相談を密に行い、納税者の要望を踏まえ、無理のない納付計画に基づいた徴収を行っています。

『納税推進室』

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.1倍程度までの世帯に対し実施しております。繰り返しとなります。減免制度は保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。周知のありかたにつきましては今後検討してまいります。

『国保年金課』

5. 障がい者施策の充実について

- ①障がい者福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

本市の利用者負担の軽減策につきましては、補装具と地域生活支援事業の日常生活用具の利用者負担額を合算し、その額が障害者自立支援法施行令第43条の3に規定する額を超えた場合は償還払いとし、負担の軽減を図っております。

また、地域生活支援事業の利用者の負担額については、平成20年7月実施の障害福祉サービスの利用者負担の更なる軽減措置に準じた軽減を行うとともに、障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額を合算し、その額が障害者自立支援法施行令第21条に規定する基準額を超えた場合は償還払いとし、負担の軽減を図っております。 『障害福祉課』

- ②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。

障害のある人に対するサービスだけでなく、全ての行政サービスに係る経費の負担については、サービスを受けた人が応分の負担をする受益者負担を原則としています。従いまして、障害のある人に対するサービスについても利用者負担を無くすることではなく、低所得の人など支援が必要な人に対する負担軽減により対応すべきと考えます。 『障害福祉課』

- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村独自で行ってください。

障害者自立支援法においては、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れることを目指しており、そのためにはケアホーム・グループホームの整備促進は重要な施策となります。

ケアホーム・グループホームの整備費に対する補助については、国及び都道府県の施設整備費補助金がありますので、本市といたしましては、この補助金を受けられなかった場合に、国等に代わり補助をしていきたいと考えております。

また、運営費補助については、平成21年4月の報酬単価の改正により、ケアホーム・グループホームの利用に対する報酬が増額されていますので、当面は実際の運営状況を検討したうえで、補助の必要性を検討していくかと考えております。 『障害福祉課』

6. 検診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料として下さい。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団検診をともに実施してください。

自己負担額について、特定健診、歯周疾患検診は現在無料で実施しています。がん検診は従来どおり受益者負担の考え方のもと、今後も有料で実施していく予定です。また、実施期間については、特定健診は後に続く特定保健指導の関係もあり、5月から10月の期間限定となっていますが、がん検診、歯周疾患検診については、5月から翌年2月と概ね通年となっています。個別か集団かの検診方法については、市民が受けやすい体制を踏まえ、医師会とも相談しながら今後も検討していきます。

『健康課』

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

40歳未満の人は、職場等で検診を受ける機会もあり、刈谷市では、がん検診などを含む総合的な健診（簡易人間ドックで公費負担あり）を一部自己負担していただき実施しています。また、がん検診については、子宮がん検診は20歳以上の女性、乳がん健診は、30歳以上の女性、それ以外のがん検診については、国の指針に基づき40歳以上の人を対象に実施しています。受益者負担の考え方のもと、無料では実施する予定はありません。

『健康課』

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

歯周疾患検診は、40・45・50・55・60・65・70・75歳の5歳間隔の節目年齢の人は年1回無料で受けることができます。国の指針では、40・50・60・70歳であり、現状では、年1回無料で受けられる検診は考えておりません。

『健康課』

7 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

ご指摘の各法、各規定を遵守し、申請権の侵害とならないよう、申請者の意思を十分聴取し、状況把握をした上で、速やかに保護費等の支給が出来る様に関係機関との連携も密に行いながら業務を遂行しております。

『障害福祉課』

②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

ご指摘の通知内容により一層注意を払い遵守し、「稼働能力がある」事や「居住地（場所）がない」事という断片的な理由だけで保護申請を拒否する事になるような相談支援をならないように親切・丁寧な業務を遂行しております。

『障害福祉課』

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

21年度に生活保護現業員（正規職員）を1名増員し、さらにチーム内職務分担の課内再調整を行い、生活保護業務の担当職員をさらに1名増員を致しました。また、当市に於いては、依然として多くの相談・申請が続いております。当市の人事・予算関係等へも年度途中での職員増員要求は、致しております。

『障害福祉課』

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

年金問題については、市としましても国や県と連携し解決に取り組んでおります。現在の制度は、国において様々な議論を経た上で制度化されてきたものであり、社会保険庁の解体を含めまして、今後の国の動向を見守りたいと考えておりますので、現在のところ国に対する意見書等の提出は考えておりません。

『国保年金課』

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行うもので、国において様々な議論がなされているところであり、今後の国の動向を見守りたいと考えております。現在のところ意見書等の提出は考えておりません。
『国保年金課』

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善を進めてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

国庫負担を増やすことが必ずしも負担の軽減と給付の改善につながるとは限りませんが、国庫負担金等に関する意見や要望につきましては、今後も全国市長会等とも諮りながら進めてまいります。

介護認定基準につきましては、国で再度見直しが行われ、10月からの申請につきまして、適用される予定であります。

介護労働者の待遇改善につきまして、労働環境の改善等は重要と認識していますが、国が統一した見解をもって、取り組むものと考えております。
『長寿課』

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦検診の補助金を拡充してください。

本市では義務教育までの医療費無料制度は実施しています。国庫負担金の減額につきましては、国においての判断となりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

『国保年金課』

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

消費税には地方消費税分が1%相当含まれ、その結果、本市においては、毎年15億円から17億円程度の地方消費税市町村交付金を受けています。

この地方消費税は地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図る観点から導入されており、地方消費税を含む消費税率の引き上げは市の安定した歳入の確保に結びつくため、消費税率の引き上げを行わない旨の要望を提出する考えはありません。

2 地方消費税交付金の本市交付額

平成16年度	17億1,994万7千円	(決算額)
平成17年度	15億9,904万円	(決算額)
平成18年度	17億696万4千円	(決算額)
平成19年度	17億3,428万8千円	(決算額)
平成20年度	17億1,830万9千円	(決算額)

3 参考

消費税（国税）及び地方消費税（地方税—都道府県税）

税率 5%（消費税率4%、地方消費税率（消費税率の25%）1%）
地方消費税のうち必要な清算を行った後の1/2に相当する額を地方消費税交付金として、県内の市町村に人口、従業者数により按分し、交付する。
『財務課』

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

国において、様々な議論がなされているところでございまして、本市といたしましても今後社会保障制度が国民の信頼に基づき揺るぎ無いものに構築されることを願うところであります。従いまして、今後の国の動向を見守りたいと考えております。現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

『国保年金課』

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

障害者自立支援法においては、従来の支援費制度では対象外であった精神障害についてもサービスの対象とともに、障害ごとに異なっていた従来のサービス体系を一元化し、障害種別を越えた利用者本意のサービス体系に再編するとともに、地域生活や就労支援のための事業や、重度の障害者を対象にしたサービスなどが創設され、利用者にとって身近なところで、利用しやすいサービスの提供により、非常に利便性の高い制度が構築され、サービス利用の増大が図られています。

また、施行後3年を目処に改正の検討をすることになっておりますので、性急な廃止を求めるのではなく、自立支援法の理念を尊重し、改正の成果を検証すべきであると考えます。

『障害福祉課』

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

現在介護保険サービスを利用している65歳以上の障害者及び40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されている方が、介護保険に比べて公費負担の割合が大きい障害者施策を利用することは、財政負担の増大を招くこととなります。また、施設数やヘルパー数等というサービス提供という面からも、障害者施策に比べて介護保険サービスの方がより充実している状況であり、現状では国に要望する必要はないと考えます。

『障害福祉課』

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

財政的に大きな負担になると認識しており、県に対する意見書等の提出は考えていません。

『国保年金課』

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

財政的に大きな負担になると認識しており、県に対する意見書等の提出は考えていません。

『国保年金課』

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

一部負担金の割合については、国の政策に基づき実施されております、県独自で補助を設定した場

合は、その分を他の県民が負担することになると思われますが、当市としましては、現在のところ県の判断について意見書の提出は考えておりません。 『国保年金課』

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

財政的に大きな負担になると認識しており、件に対する意見書等の提出は考えておりません。

『国保年金課』

⑤子ども医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

財政的に大きな負担になると認識しており、県に対する意見書等の提出は考えておりません。

『国保年金課』

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

国の政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますが、今後の推移を見ながら対応を考えていきたいと考えております。現在のところは、意見書等の提出は考えておりません。

『国保年金課』

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

本市では精神障害のある人に対し、通院医療費自己負担額の全額及び入院医療費自己負担額の半額について助成しています。障害者自立支援法における自立支援医療は、障害のある人が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を受けるためとしており、一般疾病にまで対象を広げることは必要ないと考えますので、意見・要望については考えておりません。

『障害福祉課』

財政的に大きな負担になると認識しており、県に対する意見書等の提出は考えておりません。

『国保年金課』

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用者負担、施設での食事などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

障害のある人に対するサービスだけでなく、全ての行政サービスに係る経費の負担については、サービスを受けた人が応分の負担をする受益者負担を原則としています。従いまして、障害のある人に対するサービスについても利用者負担を無くすることではなく、低所得の人など支援が必要な人に対する負担軽減により対応すべきと考えます。

障害福祉サービスについての負担軽減策については、平成19年に続き、平成20年7月にも利用者負担の軽減措置が講じられており、現時点で更なる軽減措置が必要かを判断することは拙速と考えておりますので、意見・要望については考えておりません。 『障害福祉課』

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

財政的に大きな負担になると認識しておりますので、広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。 『国保年金課』

②低所得者に対する独自の保険料および一部の負担金の減免制度を設けてください。

国において、軽減措置が実施されており、広域連合に対する意見書等の提出は考えていません。

『国保年金課』

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

愛知県後期高齢者医療広域連合では、資格証明書の交付については、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して交付していくものと判断されており、広域連合に対する意見書等の提出は考えていません。

『国保年金課』

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。

国民健康保険は法律で運営協議会の設置が義務づけられていますが、後期高齢者医療制度では設置義務はありません。現在、被保険者である老人クラブの方、医療関係者、保健団体関係者、学識経験者による懇談会を開催し関係者の意見を聞く場を設け、協議をされており、広域連合に対する意見書等の提出は考えていません。

『国保年金課』